

「福山市医療従事者宿泊費助成事業」の考え方（Q&A）

2021年（令和3年）7月末現在

No.	ご質問	お答え
1	医療従事者が、福山市外に在住している場合は対象となるか。	本制度は、医療体制の整備を目的としているため、福山市内の医療機関に勤務されている方であれば、居住地は問いません。ただし、市内に居住されている方で、市外の医療機関に勤務されている場合は対象となりません。
2	新型コロナウイルス感染症患者に係る医療従事者でなければ対象とならないのか。	新型コロナウイルス感染症患者、疑い患者（以下「患者等」という。）に対応する医療従事者が対象と考えています。また、疑い患者の判断基準としては、医師が感染を疑い、PCR検査等を受けた患者に直接に接したかで判断することになります。
3	対象となる医療従事者の職種はどこまで対象となるのか。	医師、看護師、放射線技師など、一定の時間、直接的に接した医療従事者が対象です。例えば、当該患者等と直接的に接することのない医療従事者は対象となりません。
4	自院では、新型コロナウイルス感染症患者対応のため、個別に宿泊施設を用意しているが、市の制度も利用可能か。	ご用意いただいている宿泊施設での対応をお願いします。ただし、用意した宿泊施設が満杯となるような場合は、検討させていただきますので、ご連絡ください。
5	本制度について、どこの宿泊施設が対象なのか。	原則として市内の宿泊施設です。（※市長が認めた場合は、市外のホテルやウィークリーマンションも対象となります。） ※2021年（令和3年）7月の要綱改正による
6	宿泊に係る食事代は助成対象に含まれるか。	助成対象の宿泊費は、いわゆる「素泊料金」のみです。従って、食事代や、個人の趣向で対応した、有料テレビ使用料、マッサージ料などは対象となりません。

7	<p>自院は、感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来ではないが、本日、来院した患者について、新型コロナウイルス感染症を疑い、帰国者・接触者外来においてPCR検査を実施した。患者と直接的な対応をしたが、十分なPPEでの診療ではなかったため、本制度を利用できるのか。</p>	<p>本制度は、新型コロナウイルス感染症の疑い例の診療を行った医療機関も対象となります。この場合は、患者のPCR検査の結果が判明するまで、対象期間とさせていただきます。</p>
8	<p>7の場合、患者が陽性患者であった場合、どの期間、宿泊が可能か。</p>	<p>この場合、濃厚接触者となる可能性がありますので、健康観察の対象となる可能性もあります。宿泊期間は、聞取調査をする中で、調整をさせていただきます。</p>
9	<p>7の場合、陽性であった患者と直接的な対応をしていない医療事務などは対象となるのか。</p>	<p>当該患者等と直接的なやり取りがない場合は、本制度の対象とはなりません。</p>
10	<p>医療機関証明書の「患者との接触状況」については、どこまで記載すればよいのか。</p>	<p>記載例を参考にして、患者等と直接的に接した状況をご記入ください。</p>
11	<p>第4条で年間14日を限度となっているが、14日以上、新型コロナウイルス感染症患者に接している医療従事者がいる。対象期間を延長することは可能か。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、14日としています。今後の感染拡大に応じて対応を検討したいと考えていますので、この場合は、ご相談ください。</p>
12	<p>宿泊に係る「領収書」を紛失したが、申請は可能か。</p>	<p>この場合は、対象となりません。</p>
13	<p>助成金交付申請書の【医療機関証明欄】の証明者は。</p>	<p>医療機関の院長若しくは管理者になります。</p>
14	<p>助成金の交付の方法は。</p>	<p>助成金の交付の決定及び額の確定後、30日以内に助成金交付申請書に記載の口座名義（申請者と同じ）に振込をします。支払方法は口座振込のみになります。</p>
15	<p>保健所への申請は、持参する必要があるのか。</p>	<p>対面での申請ではなく、郵送での申請をお願いします。</p>
16	<p>3月31日から、4月1日まで、2泊したが、年度がまたがっているため、申請は分ける必要があるのか。</p>	<p>年度末から、年度初めに亘る場合は、支払いの会計年度が違いため、3月31日分と、4月1日分を分けて申請をお願いします。</p>

*上記については、2021年（令和3年）7月末現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえたものですので、今後の状況に応じて、見直しをしていくことも検討しています。不明な点は、福山市保健所総務課まで、ご連絡ください